

エネルギー・環境会議幹事会の開催について

〔平成 23 年 6 月 22 日〕
〔エネルギー・環境会議決定案〕

1. エネルギー・環境会議を補佐し、エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略を政府一丸となって策定するための検討、施策の進捗管理等を行うため、エネルギー・環境会議幹事会（副大臣級会合）（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省の政務三役その他関係者の出席を求めることができる。
座長 内閣府副大臣（国家戦略担当）
副座長 経済産業副大臣、環境副大臣
構成員 座長が指名する内閣官房副長官、外務副大臣、文部科学副大臣、農林水産副大臣、国土交通副大臣、内閣府副大臣（経済財政政策）
3. この会合を補佐するため、関係府省庁の政務三役又は事務レベルその他関係者による会議を随時開催する。
4. 幹事会の庶務は、経済産業省及び環境省の協力を得て、内閣官房において処理する。